

豊能町イメージキャラクターをあなたの事業に活用しましょう

## 豊能町イメージキャラクター 『とよのん』デザイン使用について

このたび、第3回とよのまつりにて豊能町のイメージキャラクターが決定いたしました。事業所においてキャラクターのデザインを使用したりグッズを制作し、PRをはかる事業者を募集しております。

商品や広告チラシにキャラクターのデザインを掲載したり、グッズの作成を検討される事業者の方は、本紙裏面の「豊能町イメージキャラクターデザイン使用等希望調書」にご記入の上、選定委員会事務局あてにお申し込みください。

キャラクターの著作権は、作者と豊能町との間で著作権譲渡契約締結後、豊能町のものとなります。

なお、デザイン使用等希望調書をお申込みいただいたのち、様々なパターンのイラスト素材からお好きなイラストをお使いいただけます。

問合せ先：豊能町役場総務部秘書政策課

TEL. 072-739-3413

FAX. 072-739-1980

E-mail: [hisho@town.toyono.osaka.jp](mailto:hisho@town.toyono.osaka.jp)



豊能町イメージキャラクターとよのん

豊能町商工会

豊能町役場総務部秘書政策課あて

FAX：072-739-1980

E-mail：hisho@town.toyono.osaka.jp

## 豊能町イメージキャラクター デザイン使用等希望調書

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

・ 豊能町イメージキャラクターのデザイン使用等について、下記のとおり希望  
します。

- |   |               |      |   |       |
|---|---------------|------|---|-------|
| 1 | ロゴマーク使用       | 希望する | ・ | 希望しない |
| 2 | キャラデザイン（ポーズ付） | 希望する | ・ | 希望しない |
| 3 | グッズ制作         | 希望する | ・ | 希望しない |

※3のグッズ制作を希望された場合も、提供できるものは、1のロゴマークか2のキ  
ャラデザイン（ポーズ付）となります。